

**金融商品取引業に係る吸収分割
及び第一種金融商品取引業の廃止の公告**

平成 30 年 9 月 28 日

関 係 各 位

東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
日興アセットマネジメント株式会社
代表取締役 柴 田 拓 美

当社は、吸収分割により、平成 30 年 11 月 1 日を効力発生日として、日本インスティテューショナル証券株式会社（住所：東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号）に対して当社の第一種金融商品取引業に係る事業の権利義務を承継させることといたしました。

また、当社は、上記吸収分割の効力発生日をもって第一種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第 50 条の 2 第 8 項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第一種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第 50 条の 2 第 6 項の規定により公告します。

以 上